

令和3年度第1回渥美半島野生イノシシ捕獲根絶協議会 会議録

1 日時

令和3年7月16日（金） 午後1時30分から3時30分まで

2 場所

東三河総合庁舎 301, 302 会議室

3 出席者

渥美半島野生イノシシ捕獲根絶協議会 構成員

4 会議内容

(1) 開会

(2) あいさつ（農業水産局農政部農業振興課 野生イノシシ対策室 小出室長）

- ・本協議会は平成31年4月25日に設置し、今年で3年目になる。
- ・野生イノシシの豚熱の感染状況について、田原市では昨年の9月30日に、豊橋市では10月15日に陽性が確認されたのを最後に確認されていないが、他県では野生イノシシだけでなく、養豚場でも陽性個体が確認されており、予断を許さない状況である。
- ・今回の協議会では、組織改編に伴う本協議会の要綱の改正、これまでの捕獲状況と今年度実施する取組内容について、ご説明させていただくので、率直な意見をいただき、今後の取組にいかしていただきたい。

(3) 議事（議長：野生イノシシ対策室 小出室長）

① 渥美半島野生イノシシ捕獲根絶協議会設置要綱の改正について

- ・資料1-1、1-2に基づき事務局から説明。

【概要】

- ・構成員の組織改編に伴い名称の変更による改正

【質疑・意見等】

なし。

② イノシシ捕獲に係る取組状況について

- ・資料2-1、2-2に基づき事務局から説明

【概要】

- ・今年度6月末時点での捕獲頭数の速報値は田原市、豊橋市で合わせて26頭。
- ・県内の地域ごとの捕獲頭数について、いずれの地域も豚熱発生後、捕獲頭

数の減少がみられるが、尾張地域は令和2年度に概ね豚熱発生前と同じ水準まで回復している。尾張地域の次に豚熱の陽性個体が確認された西三河地域では令和元年度から2年度にかけて減少幅が鈍化している。県内で豚熱の陽性個体の確認が遅かった新城設楽地域、東三河地域では令和2年度は令和元年度と比べ大きく減少している。

【質疑・意見等】

(事務局) 令和3年4～6月の捕獲頭数の推移について、豊橋市は前年度と比べ、大きな変化は見られないが、田原市では前年と比べ、捕獲頭数が落ちている。現場の痕跡等の状況に変化はあるか。

(狩猟連合田原) 移動経路の変化が見られるとともに、イノシシの幼獣が少なくなっている。かなりの数、死亡していると思われる。現在架設しているわなの3分の1程度にはイノシシの痕跡が認められない状況。

(JA愛知みなみ) 養豚農家からイノシシが豚舎の周りにいるという情報は挙がってきていない。

(田原市) 農業被害は以前と比べると、減っている傾向にあると思う。

(狩猟連合豊橋) 市内全体では少ない。表浜地域は前年と比べあまり変わっていないが、そこより北の地域では大きく減少している。イノシシの幼獣の痕跡もあまり見られない。成獣も従来とは違う地域で見られるようになっている。農業被害もほとんど聞いていない。

(JA豊橋) いつもより少ないという声もある。また、寺沢町など南部の方は多いという話を聞く。

(豊橋市) 市の方に寄せられる駆除依頼は例年と比べ、ほとんどない。成獣の痕跡はみられるが、幼獣の痕跡はほとんどみられない。

(事務局) 野生イノシシで、豚熱の陽性個体が確認後、個体数が一度激減している傾向がみられる。岐阜大学と岐阜県で調査された結果、個体数が減少したという報告がある。

今のところ、県内の尾張地域以外は捕獲頭数の回復傾向はみられないが、西三河地域では昨年度の捕獲状況や現場の話からも今年は尾張地域同様に、急激に増えるのではと考えており、注視する必要があると考えている。

東三河地域は出産期のシーズンに幼獣があまりみられないという話があるので、今年度は個体数が少ない状況が続くのではと考えられる。

③ 2021年度の実施結果まとめ

- ・資料3に基づき事務局から説明。

【概要】

- ・今年度の捕獲目標は900頭。今年度末での根絶は難しいと考えているが、個体数削減のイメージは資料3の図のとおり。
- ・今年度は、捕獲強化、生息状況調査などの取組の継続に加え、低密度に生息する野生イノシシの捕獲方法の検討、試験的捕獲を実施するとともに、根絶

の進捗状況の評価も行う予定。

- ・今年度は捕獲圧強化のため、移動防止柵を活用した新たな捕獲手法の導入、稼働していないわなの活用、わなが設置されてこなかった山中における捕獲促進、地域として捕獲体制の強化なども検討していきたい。

【質疑・意見等】

(狩猟連合田原) 自動撮影カメラによる生息状況調査について、カメラの前を同じ個体を通った場合、区別できるか。

(事務局) できると思うが、評価はしていない。

(狩猟連合田原) イノシシの生態から、個体ごとで決まった道を通ることが多いので、同じ個体がカメラで何度も撮影されるのではないか。それだと、カメラによる生息頭数の推定値は実情と異なってくると思う。

指定管理鳥獣捕獲等事業についても、捕獲許可に基づく有害鳥獣駆除と同様、狩猟時は制限を受ける場所での捕獲など、鳥獣保護管理法の規制の緩和が受けられないか。

ワクチン散布について、以前からワクチン散布時に捕獲用のわなに近づかないようお願いしているが、改善されていない。

稼働していないわなの活用について、わなの購入は捕獲者団体からの要望ではなく、県の方から話があって購入していると思うが、それが使用されていないというのはおかしいのでは。

(事務局) 生息調査について、REST モデルによる生息頭数の推定を実施しているが、あくまで推定なので、幅があるものになる。ただし、捕獲事業の進捗状況の評価するうえで、何らかの指標は必要。継続することで精度が上がっていくと考えている。

指定管理鳥獣捕獲等事業について、市の通常の有害捕獲の許可内容を確認させていただく。

ワクチン散布について、ワクチンの散布業者にわなに近づかないようお願いはしていたが、ワクチン散布時のチェック項目にわなの稼働状況を確認することになっていたので、ワクチンの散布場所の変更も含めて、検討させていただく。

(狩猟連合豊橋) ワクチン散布・撤去の結果は、どこまで周知しているか。血液採取等協力をしている狩猟団体等に情報が来ていない。地元の狩猟団体や市には共有すべきでは。

(事務局) 結果はまとめているので、共有させていただく。

(狩猟連合豊橋) くくりわなについて、一度捕獲すると、消耗し使用できなくなるので、通常は自分で消耗した箇所を修理して使用する。ただ、県から支給された物は検査があると聞いているので、修理もできず使用できないまま保管している。何とかできないか。

(事務局) 確認し、回答させていただく。

(狩猟連合豊橋) 箱わなの耐用年数は。

(事務局) 確認し、回答させていただく。

(狩猟連合田原) イノシシは時期によってある程度移動する。こういった時期によって移動する個体の捕獲を想定したわなもあり、稼働が一時期のものもあるのを知っておいてほしい。

(事務局) 季節的に稼働しているわなもあることを承知した。ただ、捕獲強化のため、捕獲従事者の都合で使用されなくなったわながあれば、有効な活用方法を、市や地元猟友会と検討させていただきたい。

(狩猟連合田原) 豚熱のまん延拡大防止のためにイノシシの捕獲等対策を実施しているが、県の動物愛護センターは本協議会に出席しないのか。ノイヌや野犬が豚舎周辺を徘徊しているが。

(事務局) 犬に対して、ウィルスの拡散や市民の安全を考慮し、適正な管理が必要だと思う。

(JA 愛知みなみ) ノイヌが豚舎の付近に限らず、その他の場所でも見られるという話を聞く。ノイヌが豚熱ウィルスの拡散させる可能性も考慮すると、ノイヌも含め、他の鳥獣の対策も進めないと豚熱の根絶のために必要ではないか。

(自然環境課) ノイヌと野良犬について、線引きは難しい。ノイヌは環境省が狩猟鳥獣として指定しており、常時山野に生息し、もっぱら野生生物を捕食しているものとされている。

(JA 愛知みなみ) では、ノイヌと野良犬はどう見分けるのか。

(自然環境課) その個体の生活の様態から見分けることとなる。外見からは判断できない。野良犬をノイヌとして捕獲できないので、野犬については、動物愛護センターで対応している。

(事務局) 犬による豚熱ウィルスの拡散について、イノシシは豚熱に感染するが、犬については豚熱に感染しない。犬の体に付着したもので媒介することであれば、養豚場の防疫の管理の問題となり、イノシシの捕獲による対策と考え方が異なる。

(狩猟連合田原) イノシシの捕獲について、犬の妨害を受けている個所がある。犬によるイノシシの捕獲事業にも影響があるので、動物愛護センターも協議会に呼ぶべきでは。

(事務局) 豚熱の対応や住民の安全面からも、動物愛護センターと協議しながら進めていくべきだとは思う。地元市が捕獲することはあるのか。

(田原市) 捕獲は動物愛護センターが行っている。ノイヌの捕獲については、愛知県にはいないとされているので、有害鳥獣捕獲の許可は出せない状況。

(事務局) 他自治体でも、鳥獣保護管理法に基づきノイヌが捕獲されていたが、これを野犬としての対策に転換している例もある。現在の社会情勢でノイヌとして捕獲することは難しいと考えられるが、豚熱の対応や住民の安全面のため、今後、動物愛護センターと協議して進めていくことが順当だと考

えている。現在、動物愛護センターも捕獲を実施しているが苦慮していると聞いている。

(狩猟連合田原) 動物愛護センターも野犬の捕獲を実施しているが、状況を見る限り、現在の方法での捕獲は困難なので、対策を講じるには他の方法の検討が必要。

(自然環境課) 動物愛護センターも、ノイヌと野良犬の判別はできないと思う。動物愛護センターは動物愛護管理法に基づく捕獲しかできないので、その中での捕獲方法の検討にしかない。

ノイヌに対する愛知県の現在の見解として、ノイヌと野犬の判別が難しいという中で、野犬を安易にノイヌとして、駆除してしまうと、野良犬や逃げ出した飼犬であった場合に問題が発生することになるため、慎重に判断すべきと考えている。

(事務局) 議論がつきないようだが、時間も過ぎていたので、一度犬の件は事務局預かりとさせていただき、動物愛護センターや自然環境課と相談しながら進めていきたい。

(有識者) 何点かコメントさせていただく。巻き狩りについて、海外でも獣の警戒心が上げるため、狩猟では問題ないが、根絶を目指す場合は、あまり好ましい方法ではないと言われている。巻き狩りを実施し、警戒心を上げて捕獲しづらくすることについて、どういった配慮がされるのか整理していただきたい。

資料中に「部分的な根絶」と記載されているが、この場合の「根絶」の判断基準を明らかにすべきである。「根絶」の確認方法について、議論されているのか。根絶が難しい又は確認できないのであれば、低密度で管理していく方向で模索していかなければならないので、実現可能性とあわせて確認が必要だと考える。

効果的捕獲事業について、海外の文献等で、すでに不適切な方法、無理な方法など報告されている。こういった方法を審査の過程で繰り返さないように成功事例などをしっかり踏まえたうえで、委託先を決定してもらいたい。見回りの負担軽減について、これは有効ではあるが、見回りには偵察するという意味もあるので、見回りをしなくなるデメリットもあると認識しておいてほしい。

餌による誘引をする際に、糖蜜をかけるといいという報告がいくつかあるので、コストの問題もあるが、試してみてもいいと思う。

<注釈>

「犬」に係る表現について、一般的な使い分けについては以下のとおりだが、本会議録では発言者が使用した表現を採用している。

- ・ノイヌ：鳥獣保護管理法で定義されている狩猟鳥獣
- ・野良犬：飼い主のいない犬
- ・野 犬：野良犬やノイヌなど屋外にいる犬。